

下



職高障発第0911001号
障精発第0911001号
平成20年9月11日

各都道府県労働局職業安定部長 殿
各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省

職業安定局高齢・障害者雇用対策部

障害者雇用対策課長



社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課長



精神障害者社会適応訓練事業と就職支援の連携の一層の強化について

精神障害者については、障害者雇用促進法の改正により実雇用率に算定可能となったところであるが、改正法施行の状況を見ると、常用雇用が大きく促進されているとはいえない状況にあり、精神障害者の雇用促進を積極的に進める必要がある。

そこで、都道府県労働局及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、平成20年度から精神障害者就職サポーターや精神障害者ステップアップ雇用奨励金を活用した「精神障害者の常用雇用への移行促進に向けた支援事業」を開始し、精神障害者のより一層の雇用促進を図っているところである。

一方、都道府県及び指定都市においては、精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための訓練を行う精神障害者社会適応訓練事業（以下「社会適応訓練」という。）が実施されており、毎年約2～3千名が利用しているところである。

しかしながら、社会適応訓練を修了し、職業準備性が一定程度整った者について、安定所における就職支援に移行している場合が多いとは言えない状況にある。

このため、社会適応訓練の修了者のうち、就職を希望するものについては、関係機関が連携し、安定所における適切な就職支援につなげることが必要であることから、各都道府県労働局及び各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部(局)においては、下記に留意し、緊密な連携を図ること等により、社会適応訓練修了者の雇用促進が図られるよう特段の御配慮をお願いする。

記

1 社会適応訓練修了者に対する就職支援の周知

社会適応訓練修了者については、社会適応訓練により身に付いた生活リズム等が損なわれないうちに就職に向けた次の段階に進むことが望ましい。

このため、保健所等においては、社会適応訓練修了者又は社会適応訓練修了予定の者のうち、一般就労を希望しているものの状況を把握し、保護者及び協力事業所も含め、訓練修了後は安定所を利用することを勧奨し、安定所が行う就職支援について周知すること。また、円滑に情報提供ができるよう日頃から安定所が行う就職支援についての情報収集に努めること。

安定所は、社会適応訓練修了者が利用可能な就職支援について、保健所等に対し情報提供を行い、理解促進を図ること。

さらに、都道府県労働局においても、都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）に対し、安定所における精神障害者に対する支援について周知を行うとともに、都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）においても、保健所等に対し、社会適応訓練を受けている者のうち、一般就労を希望する者がいる場合は、修了直前又は修了後に安定所へ誘導するよう周知を図ること。

2 社会適応訓練修了後における就職支援

社会適応訓練修了者又は社会適応訓練修了予定の者のうち、一般就労を希望しているものについては、安定所と保健所等が緊密な連携を図ったうえで、就職支援をしていくことが重要である。

このため、保健所等は、こうした一般就労を希望している者についての福祉サービスや医療などの利用状況や日常生活上の課題等、安定所が就職支援を行うに当たって有用な情報について積極的に安定所に情報提供すること。

なお、情報提供に当たっては、本人の同意を得たうえで行うとともに、情報の漏えい等その取扱いについて十分注意すること。

安定所は、保健所等からの情報も踏まえ必要性を判断しながら次の（1）から（4）による支援を行うこと。

（1）障害者就業・生活支援センターへの登録

精神障害者の就職や職場定着のためには、生活面も含めて本人や事業所に対して継続的な支援が必要であることから、社会適応訓練修了者について必要に応じ、障害者就業・生活支援センターへの登録を勧奨すること。

（2）地域障害者職業センターにおける職業評価

専門的かつ総合的な職業評価を受けることが適当であると判断した者については、地域職業障害者センターに評価を依頼し、地域障害者職業センターと連携し就職支援を行うこと。

(3) 安定所におけるチーム支援の実施

安定所における医療、保健、福祉等と連携したチーム支援については、社会適応訓練修了者についても有効であるので、積極的にチーム支援の対象とすること。また、社会適応訓練修了者の状況把握を早期に行うため、保健所及び社会適応訓練の協力事業所をチームの構成員とするなど協力を依頼し、連携を図ること。

保健所等においては、チーム支援の対象とされた社会適応訓練修了者について把握している日常・社会生活上の課題等について、安定所に情報提供すること。

(4) トライアル雇用及び精神障害者ステップアップ雇用の活用

精神障害者については、一定期間の試行雇用によりその適性或業務遂行可能性を見極めることが有効であることから、社会適応訓練修了者についてもトライアル雇用を活用し、早期就職の実現を図ること。特に、直ちに週20時間以上の勤務が困難である者については、一定の期間をかけながら週20時間以上の就業を目指す精神障害者ステップアップ雇用を活用すること。

3 社会適応訓練に係る関係機関の理解促進

都道府県や都道府県労働局が主催する会議等においても、社会適応訓練について関係者が理解を深め情報を共有し、社会適応訓練から安定所における就職支援に円滑に移行できるよう都道府県関係部局、都道府県労働局及び安定所はもとより医療機関、福祉施設等関係機関の理解促進を図ること。

4 安定所における社会適応訓練の積極的な活用

安定所においては、継続して就業するための生活リズム等が形成されておらず、一定期間の職業準備訓練等が必要な精神障害者の求職者も増加傾向にあるが、こうした者については、社会適応訓練が一般就労に向けた有効な支援策の1つになり得ることから、職業準備訓練や自立訓練等が必要であると判断する者については、保健所等と十分な連携の下、積極的に社会適応訓練の利用を促すこと。